



熊さん
ご近所の茶飲み友達



福さん
奥さんと、ばあちゃんの
3人暮らし

まごころ横丁

シリーズ1 介護者のつどい編

まごころ横丁には、いろいろな方が生活しています。
今回は介護問題を抱えている福さんが、友人の熊さんに介護疲れを相談しているところです。

1 **あ～あ、**
福さん、朝からため息なんてどうしたんやのう。

2 **うちのおばが夜中に起きだしてきて、タンスを開けたり閉めたりして大きな音たてて、家中のものを寝させんやのう。**
ほうなんか…。介護も毎日やで大変やのう。楽に寝てもいられんのか。

3 **なんで、うちだけこんなやろ。ほとほと疲れたわ。半日でも一晩でもどっかで楽にいたいけどのう。**

4 **ほんな話しなら、社会福祉協議会で「介護者のつどい」っていうのを開くんやと。楽に温泉に入ったり、介護の相談にもつてくれるんやって。**

5 **ホントけの!?**
ほんなら、いっぺん参加してみようかの。
ほや、申し込んでみたらどうやのー。

6 **詳しいことを教えてもらいたいんやけど、どこへ聞けばいいんやの。誰か教えてくんねま。**

7 **福さん、「介護者のつどい」の情報ですよー!!**

	宿泊型	日帰り型
日時 (いずれの型から1回 お選び下さい)	7月18日(水) 14時30分 ～翌19日(木) 11時	1回目 11月1日(木) 10時～16時 2回目 11月2日(金) 10時～16時
場所	すかつとランド九頭竜(天菅生町3-10)	アオッサ5階地域交流プラザ(手寄1-4-1)
内容	介護者同士の話し合い・介護実習・ストレスチェック・癒しの音楽等	
参加者対象	要介護1～5の要介護者を在宅で介護している方	
定員	45名	各回30名
参加料	1泊2食付 ひとり 3,000円	昼食付 ひとり 500円
申し込み方法	市長寿福祉課・市介護保険課、各公民館、各地区包活支援センター、市社協に備え付けの申込書で、市社協までお申し込みください。申込書は市社協のホームページ(http://www.fukuic-shakyo.jp/)からダウンロードすることもできます。	
募集締め切り	7月10日(火)	
問い合わせ先	市社協/地域福祉課 TEL 26-1853 市役所/長寿福祉課 TEL 20-5400	



おしえて！ 地域福祉権利擁護事業



こまったわあ。。

- ◆ 福祉サービスを利用したいけれど、どうすればよいかわからない。
- ◆ 福祉サービスの利用料の支払いができない。
- ◆ 日頃のお金の管理に不安がある。
- ◆ 大切な書類や、通帳、はんこなどをすく置き忘れてしまう。



こんなときは「地域福祉権利擁護事業」でお手伝いします！

問い合わせ

電話 22-02225
福井・坂井高齢者・障害者権利擁護センター(市社協内)へ

Q. 地域福祉権利擁護事業とは？

毎日の暮らしの中で、いろいろな不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。この事業は、福祉サービスの利用手続きやお金の管理のお手伝いをしながら、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにサポートします。

Q. どんな人が利用できるの？

認知症の高齢者や知的障害、精神障害のある方など、自分ひとりで契約などの判断をするのが不安な方やお金の管理に困っている方は利用できます。なお、この事業を利用するには、利用契約が理解できる程度の判断能力が必要です。

Q. どんな人がサポートしてくれるの？

相談からサービスの提供にいたるまで、社会福祉協議会の「専門員(生活支援員)」がサポートします。また、援助の内容に不満がありましたら、いつでも申し出ることもできます。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

○専門員のこと

悩みごとの相談を受けて、ご本人の意向をもとに適切な支援計画を作成し、契約を交わし、常にご本人の意思疎通をはかりながらサポートします。

○生活支援員のこと

支援計画に定められた内容にそって定期的に利用者のご住所を訪問し、福祉サービスの利用手続きのお手伝いや、預貯金の出し入れなどを代行いたします。

Q. 利用料はかかるの？

相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。契約を結んだ上でのお手伝い(援助)のサービスについては、次のように有料となります。

サービス区分	利用料
福祉サービスの利用援助	1時間以内は、1,000円。1時間を超える場合は、30分ごと1,500円加算。
日常的金銭管理サービス	ただし、生活保護受給者は、無料
書類等預かりサービス	月500円 ※生活保護受給者も同額

地域福祉権利擁護事業に従事する生活支援員を募集しています

Q. 生活支援員の勤務形態などは？

まず、本会に生活支援員としての登録手続きをしていただきます。その後、本事業の利用状況等を考慮した上で、本会と雇用契約を結んで業務に従事していただきます。時間給(800円/1回あたり1時間から2時間程度)と交通費が支給されます。勤務は、月1から4回程度で、利用者の状況によっては雇用契約が数ヶ月先になることがあります。

Q. 資格要件等は？

福井市内にお住まいの20歳からおおむね65歳までの方で、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者に対する理解と権利擁護に関して高い意識をお持ちの方を求めています。また、普通自動車免許が必要です。